

平成20年度 第1回四国地方整備局事業評価監視委員会の開催結果（速報）

1. 日 時：平成20年11月7日（金） 14：30～17：35

2. 会 場：高松サンポート合同庁舎 低層棟2階アイホール

3. 出席者

委 員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、那須委員、谷口委員、
松根委員、村上委員

四国地整：局長、次長兼総務部長、次長、企画部長、建政部長、河川部長、
道路部長、用地部長、他

4. 議事内容

・再評価審議

- 1) 吉野川直轄河川改修事業（吉野川上流箇所）
- 2) 仁淀川直轄河川改修事業（波介川河口導流事業）
- 3) 早明浦ダム「水環境整備事業」
- 4) 早明浦ダム「河川利用推進事業」
- 5) 直轄地すべり対策事業（善徳地区）
- 6) 直轄地すべり対策事業（怒田・八畝地区）
- 7) 直轄海岸保全施設整備事業（高知海岸南国工区、長浜～新居工区）
- 8) 国営讃岐まんのう公園事業

5. 審議結果

・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 吉野川直轄河川改修事業（吉野川上流箇所）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 仁淀川直轄河川改修事業（波介川河口導流事業）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 3) 早明浦ダム「水環境整備事業」
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 4) 早明浦ダム「河川利用推進事業」
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 5) 直轄地すべり対策事業（善徳地区）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 6) 直轄地すべり対策事業（怒田・八畝地区）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 7) 直轄海岸保全施設整備事業（高知海岸南国工区、長浜～新居工区）
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 8) 国営讃岐まんのう公園事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。